

特集1  
feature articles

## 農業委員会における「地域計画」の策定・実行のポイント

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の皆様には、それぞれの地域で、目標地図の素案作成や地域の話し合いへの参加等の活動に、日々精力的に取り組んでいただき、大変お疲れ様です。

地域計画の策定期限の令和7年3月末まで、いよいよ残り10か月を切りました。

改めて、計画の策定・実行のポイントをまとめましたので、内容を御確認いただき、関係者と連携し、締め切りに向けたラストスパートをお願いします。

### ポイント1 地域計画は地域における地域の農業者が、「こうありたいと思う姿」を実現するための方向性を共有する取組です！

「地域計画」は、地域の農業・農地を「どうしていきたいか」、「そのために自分たちにできることは何か」を話し合い、皆で将来に向けた方向性を共有する取組です。

体裁の良い文章を考えたり、実現が難しいだろうと思われる目標数字を設定したり、目標地図に無理に「予定耕作者」を記入したりすることが目的ではありません。



**せっかくの取組が「絵に描いた餅」になっては、もったいない！  
自分たちが「したいこと」、「できること」は何か、を皆で共有しよう！**



### ポイント2 農業委員・農地利用最適化推進委員の役割は、「目標地図の素案作成」と「地域での話し合いへの参加」の2点です！

#### (1) 目標地図の素案作成

現状を反映した現況地図に、農業者の意向を踏まえ、10年後の「予定耕作者」を1筆ごとに書き込んだ地図(=「目標地図」)の素案を作成します。

具体的には、始めに、現状の農地の利用状況を記載した現況地図を作成し、次に地域の農地所有者、耕作者などにアンケート等を行ない、意向を地図に落とします。

そこに、これまでの最適化活動で集めた情報や、認定農業者などの担い手の集積計画や希望を落としていって、耕作されない農地が出ないように将来の「予定耕作者」をできる限り記入し、地図の素案とします。

耕作者と所有者の意向が合わない、耕作者間で利用希望が重複する、借受希望者がいない場合など、すぐに調整ができないものは、「今後検討」とし、来年から毎年行われる計画の見直し作業の中で、段階的に地図を完成に近づけるようにします。



**農地所有者、耕作者の意向の地図への反映は必須事項です！**  
**目標地図に「予定耕作者」を無理に記入する必要はありません！**  
**毎年の見直しで、時間をかけて完成に近づけていきましょう！**



**(2) 地域の話し合いへの参加**

様々な話し合いの方法があるので、市町村が地域にあった方法を選んで実施します。

例えば、担い手がたくさんいる地域では、農地を借りたい担い手が集まって話し合い、その希望をもとに事務局でたたき台となる案を作り、説明会のような形で意見を聞く方法などがあります。

一方、条件の悪い圃場が多く、現時点では担い手がおらず、将来、農地を借りて耕作してくれる人が確保できないような場合は、参加者が5～6人のグループに分かれ、「地域に担い手を呼び込むために私たちにできることは？」など、テーマを決めて話し合い、自分達にできることを考えていくという「ワークショップ」と呼ばれる方法などがあります。

**< 「地域の話し合い」における農業委員・農地利用最適化推進委員の役割 >**

- ① 多くの人に出席してもらえるように、前日までに、農業者への声かけを行きましょう。
- ② 明るく、前向きな雰囲気でき話しができるよう、場の雰囲気づくりに協力しましょう。
- ③ 話し合いの場に、農地の所有者や耕作者の意向を記入した地図を持参して、高齢者の規模縮小やリタイアなどにより、地域の農地が今後どうなっていくのかを参加者に知ってもらいましょう。

(把握している地域全体の農地の利用状況や担い手の意向などは、普段、農業者の人は詳しく知る機会がないため、情報をしっかり伝えて、参加者に共有してもらおうと、話し合いの方向がはっきりします。)

- ④ 冒頭で一言あいさつしたり、他地域の話し合いの状況など役に立つ情報を参加者に伝えましょう。
- ⑤ 可能であれば、参加者の意見を引き出しながら、話し合いがまとまるように、進行や意見集約の手助けをしましょう。



**皆が発言でき、明るく、楽しい、前向きな雰囲気の話し合いにしましょう！**

**ポイント3 計画策定は「ゴールに到達すること」ではなく「スタート地点に立つこと」であることを確認しましょう！**

皆で話し合い、考え、作った計画は「実行」しなければ意味がありません。そのためにも、「実行可能な」計画にすることが大切です。担い手や特定の人だけが苦勞するような取組では、長続きしません。



**地域計画を策定したら、地域が目指す農業・農地利用に向け、無理のない範囲で、「自分ができること」を皆で実践しましょう！**

**実践結果を踏まえ、「毎年行う計画の見直し」の中で、より良い取組になるよう工夫していきましょう！**



## 【地域計画策定後のイメージ】

### <計画策定年度>

極めて重要！

- ・計画は、完成したものではないことを全員で共有しましょう！  
(この計画は、毎年見直し、進化させていくもの)
- ・計画の方向性に沿って「できること」を皆で実践しましょう！



### <翌年度以降> (毎年実施)

- ・実践結果を踏まえ、計画の修正が必要ないか検討しましょう！  
(目標地図の「予定耕作者」の追加・変更を含む)
- ・次年度、より良い取組になるよう工夫しましょう！
- ・見直した内容に沿って「できること」を皆で実践しましょう！

特集2

feature articles



<太郎と花子のそこが知りたい！>



## 「地域計画」の策定後、農地の貸借・売買の方法はどうなるの？

太郎：「地域計画」の策定後、農地の貸借・売買の方法が変わると聞いたけど、本当？

花子：そうなの。太郎さんも知ってると思うけど、県内の全ての市町村で、令和7年3月末までに「地域計画」（地域農業の振興方針＋目標地図）が策定される予定なの。

この計画の策定後は、これまで行われてきた農地の権利移動（賃貸・売買）の方法のうち、市町村が行ってきた「農用地利用集積計画」の方法が廃止されることになっているの。

このため、地域計画の策定後は、原則として、目標地図に基づき、2つの手法で農地の貸借等の手続きを行うことになるの。

<目標地図の記載イメージ（10年後）>

山田太郎	山田太郎	今渡健行	松本次郎	今渡健行	今渡健行
山田太郎	山田太郎	信濃豊作	今渡健行	長野花子	上田三郎
山田太郎	山田太郎	長野花子	長野健作	今渡健行	長野花子
今渡健行	上田三郎	長野健作	山田太郎	長野花子	佐久四郎
上田三郎	信濃豊作	松本次郎	今渡健行	長野健作	長野花子
源耕作組合 (受託)	源耕作組合 (受託)	源耕作組合 (受託)	源耕作組合 (受託)	長野花子	佐久四郎

太郎：具体的にはどう変わるの？

花子：今、農地の貸借・売買は3つの方法で行われているの。

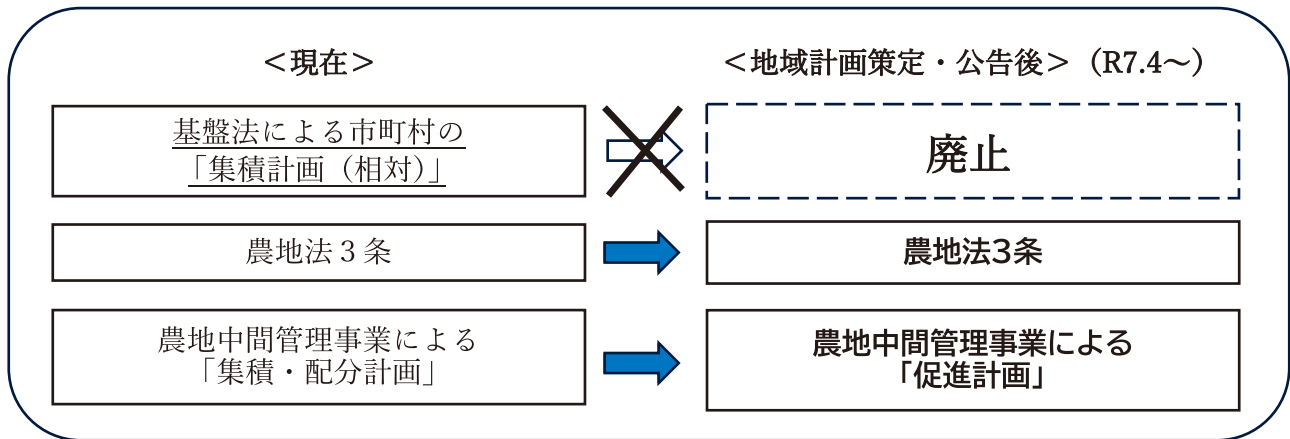
1つ目は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）に基づき市町村が行っている「農用地利用集積計画」（以下「集積計画」という。）による方法よ。

2つ目は、農地法第3条の許可を取る方法なの。1つ目と2つ目はいずれも農業者同士が相対（あいたい）で合意してから行う方法なの。

3つ目は、農地中間管理事業による「農用地利用集積等促進計画」（以下「促進計画」という。）による方法ね。

来々、市町村が「地域計画」を策定し公告した後は、1つ目の「基盤法の手法による市町村の「集積計画（相対）」は廃止され、残りの2つの方法で行うことになっているの。

### 農地の貸借等の手法の変更



太郎：なぜ市町村の「集積計画」が中間管理事業の「促進計画」に統合されることになったの？

花子：国は、効率的な農業を行っていくためには、農地は担い手などに「集積する」（集める）だけでなく「集約する」（集めた農地を団地にする）ことが必要と考えているの。農地が分散しているより団地化した方が担い手も農地を借りやすいし、作業効率も上がるでしょ。

市町村の集積計画は、農業者の相対（あいたい）での合意を前提としているので、個人ごとの要望に応じた貸借等を重ねても、農業者が急速に高齢化する中、加速的に農地を集約化（団地化）することは難しいと考えているの。

このため、「促進計画」の手法で、分散している農地をまとめて借り受けたり、基盤整備事業を活用したりすることで、借りている農地が集約化（団地化）されていく方向を目指そうとしているの。



太郎：僕は「集積計画」で農地を借りているけど、「地域計画」策定後はどうなるの？

花子：「集積計画」で設定された利用権は、「地域計画」策定後は経過措置で契約期間満了日までは利用権が継続されるから大丈夫よ。でも、次回の更新時からは、基盤法による利用権設定（相対）はできなくなるのよ。

太郎：じゃあ、更新の時期が来たらどうすればいいの？

花子：「農地法第3条」か「農地中間管理事業による促進計画」の2つの方法のどちらかで手続きをすることになるの。農地法第3条は、農業委員会へ農地貸借・売買の許可申請を行い、審査の結果、許可を受けることで、農地の貸借・売買が可能になるものよね。

だけど、農地法3条での貸借の場合、解約手続きが難しいケースもあるので注意が必要なの。

一方、農地中間管理事業による「促進計画」の場合は、市町村の「集積計画（利用権設定）」と同じように、契約期間が終了すると、地主が更新（再契約）を希望しない場合には、必ず地主に農地が戻るから安心よ。

太郎：そうなんだ。農地中間管理事業による「促進計画」について詳しく知りたいな。

花子：「促進計画」は、知事が指定した農地中間管理機構（長野県は公益財団法人長野県農業開発公社（以下「公社」という。))が、農地を貸したい人、売りたい人から引き受けて、受け手に対して貸し付けたり、売り渡しする事業なの。



現在は、認定農業者、認定就農者、人・農地プランに中心経営体として位置づけられている農業者等が対象だけど、地域計画策定後は、これらの中心経営体に加え、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等も含めて、原則として、目標地図に位置付けられた「農業を担う者」に位置付けられた受け手（個人・法人）が対象になるのよ。

太郎：今回の改正で、市町村や農業委員会の関与は少なくなるのかな？

花子：そうじゃないわ。市町村・農業委員会は地域計画の実現のために、今まで以上に公社と連携して農地の貸借・売買の促進に取り組むことが必要なの。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの活躍が益々期待されているわ。また、促進計画の策定にあたり、公社は、必ず農業委員会の意見を聴くことになっているし、農業委員会から公社に促進計画の策定を要請することもできるのよ。

太郎：なるほどね。中間管理事業の「促進計画」を活用するメリットは？

花子：貸借の場合は、契約期間が終了すると、地主が更新（再契約）を希望しない場合には、必ず地主に農地が戻るのが一番のメリットね。安心でしょ。

売買の場合は、農振農用地だと売り手にも、買い手にも税制上の多くのメリットがあるのよ。

なお、売買については、一定の要件があるので、詳しい内容は、最寄りの県の地域振興局の農業・農村支援センター内にある（公財）長野県農業開発公社事業所に聞いてみるといいわね。

太郎：そうなんだ。よし！次回の更新時までにはしっかり準備していこう！

### <中間管理事業を活用する4つのメリット>

#### ○農地の出し手のメリット

- ・ 公的機関が間に入ることで、安心して農地を貸したり、売ったりすることができます
- ・ 受け手との交渉の手間が省けます
- ・ 賃料、売買代金を確実に受け取ることができます
- ・ 売買の場合、譲渡所得の特別控除を受けられます ※農振農用地に限る

#### ○農地の受け手のメリット

- ・ 経営規模の拡大や集約ができます
- ・ 貸借の場合、借受期間中は安心して耕作できます
- ・ 賃借料、売買代金の支払い事務を機構が代行します
- ・ 売買の場合、登録免許税、不動産取得税が軽減されます ※農振農用地に限る



## トピック

## 令和6年度長野県農業会議の事業方針・重点推進事項

## 農業委員会活動をサポートします！

長野県農業会議では令和6年度事業計画で定めた下記の「令和6年度重点推進事項」に基づき、改選委員会に対しきめ細かなサポートを行ってまいります。

農業委員会からの希望に沿って巡回相談会を実施するとともに、本年度も県内で約4分の1の農業委員会で改選が行われることから、新任の農業委員・農地利用最適化推進委員が業務を円滑に実施できるよう、農業委員会のご要請に基づき総会等に農業会議職員が出向き、農業委員会制度・農地制度等、必要な制度の説明を行います。

また、農地利用の最適化に向けた体制整備・活動強化や、地域計画・目標地図の素案策定、農業委員会サポートシステムの運用支援、農業者年金制度の周知と加入推進活動、全国農業新聞の委員皆購読の推進についても合わせて支援を行います。

## 長野県農業会議の令和6年度重点支援事項

- 1 地域計画に係る農業委員会の新たな役割への支援
- 2 農業委員会サポートシステム及びタブレットの利用促進に向けた支援
- 3 就農相談活動と雇用就農資金の活用による新規参入の促進
- 4 農業者年金の加入者累計15万人早期達成全国運動に基づく、長野県独自の新規加入目標の達成と更なる上積みに向けた加入推進活動の充実
- 5 農業者の声をくみ上げた政策提案活動
- 6 全国農業新聞の委員・推進委員全員の購読の実現に向けた活動支援

## 活動報告

activity report

## 「農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書」を知事に提出しました

長野県農業会議は、3月26日、長野市で農業委員会の意見等をまとめた「農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書」を阿部知事に提出しました。(写真①)

この意見書は、農地利用最適化の取組をより効率的・効果的に推進していくため、農業委員会等に関する法律第53条に基づくもので、今回は、

- 1 担い手への農地の集積・集約化
- 2 遊休農地の発生防止・解消

- 3 新規参入者の確保対策
- 4 営農型太陽光発電における諸問題の対処
- 5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策及び農業委員会見直しへの対応

の5項目について改善を求めました。

これに対し県から、3月29日付で、以下の回答（抜粋）がありました。

- 1 「担い手への農地の集積・集約化」については、地域計画策定のため、県内10か所の農業農村支援センターに設置した「現地支援チーム」が、引き続き市町村担当者等の相談に対応する。
- 2 「遊休農地の発生防止・解消」については、利用状況調査活動に必要な予算確保を農業会議と連携して国に要請するとともに、農業会議が把握した問題点を国につなぐなど改善に向けた努力を行う。
- 3 「最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策及び農業委員会制度の見直しへの対応」については、継続的な農家支援対策、恒久的な農業資材等の価格安定対策を国に要請するとともに、価格転嫁のための環境づくり等を行っていく。



望月会長（左）から小林農政部長（右）へ伝達（写真①）

## 「令和6年度全国農業委員会会長大会」及び「県選出国会議員との要請懇談会」を開催しました

5月29日に東京都の文京シビックホールで、全国農業会議所主催の「令和6年度全国農業委員会会長大会」が開催されました。（写真②）会場には全国の農業委員会会長をはじめ、農業委員会組織関係者など1,800名が集い、本県からは市町村農業委員会会長など約70名が参加しました。

農業・農村の課題を幅広くくみ上げた政策提案を決議するとともに、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に組織を挙げて取り組むための申し合わせ決議等を行い、提案事項は満場一致で決議されました。

大会終了後、本県出席者は衆議院議員会館に移動し、長野県独自の取組として、「県選出国会議員への要請懇談会」を実施しました。今通常国会における「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」が参議院を通過した当日の多忙な折、多くの国会議員に参加いただき、大会決議要請書に加え、本県独自要望について説明・要請し、出席した国会議員からは要請事項の実現に向けた力強い挨拶をいただき、現場の声をしっかりと届けることができました。（写真③）



全国大会（写真②）



県選出国会議員との要請懇談会で国会議員に要請する望月会長（写真③）

## 「令和6年度農業委員会長・事務局長合同会議」を開催しました

長野県農業会議は、5月27日に松本市で「令和6年度農業委員会長・事務局長合同会議」を開催しました。県内各委員会の会長・事務局長など約170人が出席し、当会議からは農業委員会組織をめぐる情勢と課題について報告するとともに、令和6年度の農業会議の重点推進事項について説明を行いました。

また、地域計画（目標地図）の策定に向けた取組について、大鹿村農業委員会の森下敏彦会長、池田主査から事例発表がありました。大鹿村では、地域計画の策定にあたり、まず、村として最優先に守りたい農地区域を選定し、その区域内の農地利用をどうしていくか耕作者にアンケートを実施し、その結果をもとに、農業者との意見交換会を重ねる中で目標地図の素案作成に取り組んでおり、今回はその経過について説明がありました。話し合いについては、ワークショップ方式を導入し、「行政任せでなく、地域の農業をどうしていくかをみんなで考えていく気運を盛り上げていくことが重要である。」とポイントが説明され、出席者は熱心に聞き入っていました。

## 田畑売買価格調査結果について

### ◆令和5年度の調査結果の概要

本調査は、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的に、全国農業会議所が調査票を作成し、農業会議から調査をお願いし、農業委員会で調査を行っていただいているものです。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

本年度の調査の結果では、過去の価格との比較に適しているとされている「都市計画法の線引きをしていない市町村の農用地区域内」の価格が、昨年比で田が0.8%、畑が0.7%それぞれ下落しました。下落の理由は、「農地の買い手が少ない」が全体の過半を越え、次いで「全体として農業の生産意欲が減退しているため」となっています。

### 過去3年間の田畑売買価格の推移

10a 当たり 単位：千円、%

年	長野県				全国			
	中田	前年比	中畑	前年比	中田	前年比	中畑	前年比
R3	1,581	△ 0.8	1,306	△ 0.7	1,112	△ 1.9	825	△ 1.3
R4	1,573	△ 1.1	1,284	△ 0.7	1,083	△ 1.4	802	△ 1.2
R5	1,549	△ 0.8	1,272	△ 0.7	1,068	△ 1.0	792	△ 0.9



## 令和6年度 農業者年金の加入推進について

6月14日に開催された長野県農業会議の第99回常設審議委員会において、農業会議、JA長野中央会及び県農業者年金推進協議会の連名による「令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針」が決定されました。

本年度も、1市町村1人以上の新規加入者の確保を基本に、すべての市町村において目標の達成が図られるよう加入推進の取組を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

農業会議では、加入推進の取組をバックアップするため、農業委員会関係者及び農業者を対象にした研修会等での制度の説明、普及資材（チラシ等）の作成・配付など、農業委員会の加入推進活動を引き続き支援してまいります。

農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業者年金加入推進部長の皆様には、戸別訪問などの活動を通じて「農業者年金を知らない」という農業者ゼロを目指して、一層の働きかけをお願いします。

### 令和6年度 長野県加入目標

全 体	151 人
うち 20～39 歳	97 人
うち女性	89 人

### 市町村段階における重点取組は次の3点です！



加入推進を担う農業委員会関係者（委員、加入推進部長、職員）を対象とした研修会の企画開催



戸別訪問による対象者への直接的な制度説明



農業者が集まる各種会合でのチラシ・パンフレットの配布と、加入の必要性・制度内容等の説明

全国農業新聞を是非御購読ください！

### ～農業委員会改選に向けた、全委員「皆購読」のお願い～

農業委員会組織では、全国統一の取組として農業委員・農地利用最適化推進委員さん全員に「全国農業新聞」を購読いただくようお願いしています。

本年度は県内で20の農業委員会が改選時期を迎えます。初総会で全委員さんが購読をお申込みいただけるよう、申込書の準備など事務局の皆様の格別の御協力をお願い申し上げます。

また、退任される委員・推進委員の皆様には、退任後も引き続き購読いただきますようお願いいたします。

全国農業新聞は、全国各地の農業委員会の様々な活動の情報が入手できる唯一の新聞であり、新任委員さんの活動のヒントが満載です。

また、私たち農業者が望む政策を実施するため、農業委員会の主張を全国に発信する重要な役割を持っています。

是非、全ての農業委員・農地利用最適化推進委員さんに購読いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。



こちら事務局です



職員紹介

令和6年4月1日付けで県から派遣職員として参事兼農政・農地部長に着任しました三井 光です。出身は長野市豊野町で、これまで主に普及指導員として現地活動や県の園芸畜産課で果樹や花きの生産振興に携わってきました。

農業委員会の活動のお手伝いができるよう精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。



令和6年4月1日付けで農の雇用専門員に採用されました高嶋恵梨香です。長野市出身ですが、しばらく東京で仕事をしておりました。前職の同僚や先輩、友人に「長野が好き」という人が多く、長野の魅力を伝える仕事をしたいと思うようになり、こちらの職場を志望いたしました。

不慣れなことも多いですが、農の雇用を通して農業経営体の皆様のお役に立てるよう精一杯努力してまいります。どうぞよろしくお願いたします。



一般社団法人 長野県農業会議

(長野県農業委員会ネットワーク機構)

**住所** 〒380-0826  
長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3  
JA 長野県ビル 11F

**TEL** 026 (217) 0291  
026 (217) 0292

**FAX** 026 (219) 2953

**E-mail** nagano-kaigi@nca.or.jp

